

大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時等において、甲が乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の協力要請について必要な事項を定め、もって災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害応急対策及び災害復旧対策のため必要があると判断したときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り協力を行うものとする。

3 前項の規定において、甲は乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との業務上の制約等により、乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

4 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート of 被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保及びその他の必要な支援に努めるものとする。

（協力の内容）

第 3 条 甲が乙に協力を要請する業務は、次に掲げるものとする。

（1）物資等の輸送力の提供

（2）物資の調達及び供給

（3）物資拠点の提供及び運営

（4）その他、甲が必要と認めるもの

2 甲は、前項の業務を円滑に実施するため、乙に対して物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）の派遣を要請することができる。

（要請の方法）

第 4 条 甲は、乙に対し協力要請を行うときは、協力要請書（様式第 1 号）（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲が要請した業務を実施したときは、速やかに業務実施報告書(様式第2号)(以下「実施報告書」という。)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告できるものとし、後日速やかに実施報告書を提出するものとする。

(費用の支払)

第6条 甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用については、災害発生直前時の適正価格を基準として、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法第68条又は第74条第1項の規定により、甲が他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて、災害応急対策を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。

2 甲は、乙から前項に定める請求があった時は、その内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 甲の要請により、乙が実施した業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、乙の責任において行うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第8条 乙は、甲の要請による業務の実施中に、乙の責めに帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員運送事業者で協議の上、決定するものとする。

3 乙は、甲の要請による業務の実施中に、自らの責めに帰することができない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後速やかにその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲と乙が協議して定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を定め、連絡責任者等届(様式第3号)により相互に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(機密の保持)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏洩、又は利用してはならない。この協定の有効期間終了後においても、同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力して、この協定に係る検討、協議、訓練を行うなど、この協定に基づく業務の円滑な運用に努めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保管するものとする。

令和6年2月2日

甲 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県知事

乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

理事長

年 月 日

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク
理事長 様

高知県知事

協力要請書

大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定第4条の規定により、次のとおり要請します。

要請日時	年 月 日 時 分
原因となった災害	
協力を要請する業務	<input type="checkbox"/> 物資等の輸送力の提供 <input type="checkbox"/> 物資の調達及び供給 <input type="checkbox"/> 物資拠点の提供及び運営 <input type="checkbox"/> その他、甲が必要と認めるもの
具体的な業務内容	
協力を要請する期間	
業務の場所	
その他必要な事項	

(問い合わせ先) 担当 電話 FAX E-Mail

年 月 日

高知県知事 様

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク
理事長

業務実施報告書

大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

1 業務を実施した期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の実施内容

事項	具体的な内容
物資等の輸送力の提供	(業務に従事した車両の台数、車種 (t)、配車場所、輸送場所等)
物資の調達及び供給	(調達及び供給した物資の品目、数量、搬入場所等)
物資拠点の提供及び運営	(物資拠点の場所、概要、運営の内容等)
その他の業務	
連絡調整員	(氏名、派遣場所、派遣期間、業務内容等)
備考	

(必要に応じ、適宜様式を変更し、又は資料を添付すること。)

(問い合わせ先)

担当
電話
FAX
E-Mail

年 月 日

高知県知事 様

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク
理事長

連絡責任者等届

大規模災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 連絡責任者

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
FAX		
E-Mail		

2 時間外及び休日の場合の連絡先

項目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
TEL		
FAX		
E-Mail		

3 勤務時間及び休日

(1) 勤務時間：

(2) 休日：

(問い合わせ先)

担当

電話

FAX

E-Mail